

## 第8回漢字小委員会における検討事項

論点2 国語施策としての固有名詞へのかかわりの必要性の有無

1 必要であるのかないのか。必要であるとすれば、その理由は何か

→①固有名詞にかかわることの<プラス面・マイナス面>

②これまでの国語施策との関係（戦前に作成された漢字表でも対象外）

2 必要性があるとした場合、どのように対応していくか

→①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと

②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと

③固有名詞の中で、「新たに付ける（人名・地名）」という観点（①、②ともに）

⇒常用漢字表の「前書き」

3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。

⇒表外漢字字体表に示された認識

2 表外漢字字体表の性格

(1) 表外漢字字体表の作成目的及び適用範囲

…前略…なお、この字体表の適用は、芸術その他の各種専門分野や個人個人の漢字使用にまで及ぶものではなく、従来の文献などに用いられている字体を否定するものでもない。また、現に地名・人名などの固有名詞に用いられている字体にまで及ぶものでもない。

(2) 対象とする表外漢字の選定について

常用漢字及び常用漢字の異体字は対象外としてあるが、常用漢字の異体字であっても「阪（坂）」や「堺（界）」などは対象漢字とした。これらは使用頻度も高く、既に括弧内の常用漢字とは別字意識が生じていると判断されることを重視して対象漢字として残したものである。また、これらの表外漢字を対象漢字としたことから明らかのように、固有名詞以外にはほとんど用いられないという理由だけで対象漢字から外すことはしなかった。これは、常用漢字とともに使われるような比較的使用頻度の高い表外漢字を表外漢字字体表で取り上げるという方針に基づき、外すべきではないと判断したことによる。しかし、このことは、上記(1)の「なお」以下で述べている字体表の適用範囲から明らかのように、この表で取り上げていない「常用漢字の異体字」使用をすべて制限しているものではない。

戸籍法施行規則で定めている人名用漢字については既に述べたように、各分野での取扱い方及び漢字出現頻度数調査の結果などから見て、常用漢字に準じて扱うことが妥当であると判断した。そのため、人名用漢字についても、常用漢字と同様に対象外とした。…後略…

⇒常用漢字表にない都道府県名漢字

- ①阪(表・新)、②奈(S26)、③岡(表・新)、④阜(表・新)、  
⑤栃(表・新)、⑥茨(表・新)、⑦埼(表・新)、⑧梨(S51)、  
⑨媛(H2)、⑩鹿(S26)、⑪熊(S26)

## 「第7回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)」から抜粋

### ○甲斐委員

資料3の点線で囲んでいるところの表外漢字字体表に示された認識という、その下の方の括弧で包んだ3行ですけれども、その考え方は本当にいい考え方だと思っているんです。この考え方でこれからも進んでいくことに、私も賛成しているわけですが、これで行くと、常用漢字というものをそう増やす方向にはない。しかし、削る方も余りないというようなことで行くんじゃないかと私は思っているんです。世の中には、現在でもまだ常用漢字をうんと削れとか、それからもう漢字をやめようとかというような意見、そういう運動をしている会もありますけれども、これはちょっと考えにくくて、この答申の前文にある、考え方というのが一番妥当な見方ではないかと思っております。

そこから言うと、もう一つ発展して申し訳ないんですけれども、参考資料1の論点2に、固有名詞へのかかわりの必要性の有無というのがありますが、これは固有名詞を常用漢字の中に取り入れようとする、JIS漢字と同じ運命になって、つまりJISというのは削るわけに行かなくて、必要な固有名詞に使われている漢字はとにかく取り入れるしかない。そういうような機械の宿命があるような気がするんです。そうすると、つまりパソコン類というのはどうしても漢字の増大に努めるしかない。しかし、常用漢字表というのは、固有名詞を逆に入れないことによって、現在ぐらいの漢字数を守ることができるのではないか。そうすると、教育にも良いし、新聞などの本文にも良い。現在でも例えば、音の漢字は使うけれども、訓の漢字は使わないような研究者が一杯おります。例えば、「と考えられる」とか、「と思われる」というのはすべて平仮名で書く人がいるわけですが、私自身はそういう立場を採っていないんですけれども、一種の平仮名化、非漢字化という運動の一つ、運動といっちはいけないんですが、考え方の一つだろうと思っております。そういう点で、漢字数は、できれば現状維持ぐらいで行けると良いと思っております。

### ○金武委員

甲斐委員がおっしゃった固有名詞を外すということは、確かに実際問題としてその方が楽と言っておかしいけれども、常用漢字表を作るについては、やりやすいと思います。ただ、今までずっとそういう形で外してきたものですから、やはり固有名詞に対する考え方というのはここで討議して、何らかの方向が示された方がいいのではないかと。例えば、人名については、名前については一応制限している。これには反対意見もあって、今回ほとんど制限がないようなくらいに増えましたから、どの程度意味があるか分かりませんが、それでも制限がないよりは、少なくとも情報機器で打てる範囲の漢字しか使えないということになるわけですから、それはこれからの社会にはいいことだと思います。

現在、地名についてどうするかということになると、大きな地名については、それに使われている字、例えば県名などに使われている漢字は、まず中学生でも読めるはずですから、それが常用漢字に入ってもそんなにおかしくないのではないかと。ただ、応用範囲が、地名にしかないものがありますので、その辺が非常に問題なので、常用漢字表の枠の中で、ランク付けするような御提案も既に出ていますので、別枠にしても、これは固有名詞にこれからも使える、例えば地名などは新市町村ができた場合に、今は基本的に無制限のような字の使い方になっているので、名前と同じように地名などの固有名詞に使う字種というものも枠ができたらいと考えています。

それと、特に字体の問題です。これは私は人名用漢字の検討の時にも強く主張して、結局採択されなかったものですが、新聞社が一番困っているのはそのことです。実際、人名、地名において、同じ字種でありながら違った字体がたくさんあって、固有名詞だからということでそのまま使われている。これは新聞にとっては、欄によっても、あるいは新聞の発行された時代によっても、社によっても少しずつ違ってきってしまうので、そういうことのないようにということで、一応常用漢字表にあるものは常用漢字の字体、人名用漢字にあるものは人名用漢字で定められた字体を基準としています。地名についても、それを準用して新聞社ではできるだけ統一するようにしてきたわけです。ところが、今回の人名用漢字がそういう基準ではなくなったということは漢字表記の標準化に大きな障害となりました。地名についても葛城市と葛飾区の「葛と葛」、三条市と五條市の「条と條」とか、土地によって同じ字種が別の字体で使われるような事態はできれば統一する方向を示した方がいいのではないかと、そういうふうに思っております。